

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 30 年 12 月 19 日答申分

## ○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越 (東京) (受) 第 1800164 号  
厚生局事案番号 : 関東信越 (東京) (厚) 第 1800110 号

## 第 1 結論

1 請求期間①、④、⑦及び⑧について、請求者のA社における平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額を 14 万 4,000 円、平成 26 年 12 月 8 日の標準賞与額を 18 万円から 19 万円、平成 27 年 12 月 7 日の標準賞与額を 18 万 8,000 円、平成 28 年 6 月 9 日の標準賞与額を 19 万 4,000 円に訂正することが必要である。

請求期間②及び③並びに請求期間⑤及び⑥について、請求者のA社における平成 26 年 6 月 10 日の標準賞与額 19 万円の記録及び平成 27 年 6 月 9 日の標準賞与額 13 万 3,000 円の記録を取り消し、平成 26 年 6 月 9 日の標準賞与額を 19 万 2,000 円、平成 27 年 6 月 7 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 12 月 5 日、平成 26 年 6 月 9 日、同年 12 月 8 日、平成 27 年 6 月 7 日、同年 12 月 7 日及び平成 28 年 6 月 9 日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律 (以下「厚生年金特例法」という。) 第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 24 年 12 月 5 日、平成 26 年 6 月 9 日、同年 12 月 8 日、平成 27 年 6 月 7 日、同年 12 月 7 日及び平成 28 年 6 月 9 日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料 (平成 26 年 6 月、同年 12 月及び平成 27 年 6 月については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。) を納付する義務を履行していないと認められる。

2 請求者のA社における平成 24 年 12 月 5 日の標準賞与額を 15 万円、平成 26 年 12 月 8 日の標準賞与額を 19 万 3,000 円、平成 27 年 12 月 7 日の標準賞与額を 19 万 5,000 円に訂正することが必要である。

平成 24 年 12 月 5 日、平成 26 年 12 月 8 日及び平成 27 年 12 月 7 日の訂正後の標準賞与額 (上記 1 の訂正後の標準賞与額を除く。) については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

## 第 2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 56 年生  
住 所 :

### 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 24 年 12 月 5 日  
② 平成 26 年 6 月 10 日

- ③ 平成 26 年 6 月 9 日
- ④ 平成 26 年 12 月 8 日
- ⑤ 平成 27 年 6 月 9 日
- ⑥ 平成 27 年 6 月 7 日
- ⑦ 平成 27 年 12 月 7 日
- ⑧ 平成 28 年 6 月 9 日

A社から支給された請求期間①から⑧までの期間に係る賞与について、賞与の記録が漏れていたり、記録された賞与の支給日及び支給額が間違っている。賞与支払明細書を提出するので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

### 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び⑦については、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関から提出された請求者に係る「通常貯金預払状況調書」（以下「預払状況調書」という。）により、請求者は当該期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により、賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間④については、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関から提出された請求者に係る預払状況調書により、請求者が、当該期間においてA社からオンライン記録により確認できる標準賞与額を超える賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額より低い標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

請求期間③、⑥及び⑧については、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関から提出された請求者に係る預払状況調書により、請求者は当該期間にA社から賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、③、④、⑥、⑦及び⑧に係る標準賞与額については、上記賞与支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額から請求期間①は 14 万 4,000 円、請求期間③は 19 万 2,000 円、請求期間④は 19 万円、請求期間⑥は 19 万 3,000 円、請求期間⑦は 18 万 8,000 円、請求期間⑧は 19 万 4,000 円とすることが妥当である。

- 2 請求期間②及び⑤については、オンライン記録により、請求者のA社における標準賞与額に係る記録が、平成 26 年 6 月 10 日に 19 万円、平成 27 年 6 月 9 日に 13 万 3,000 円と記録されている上、年金事務所が保有する平成 27 年 7 月 13 日受付のA社に係る厚生年金保険被保険者賞与支払届及び同社が加入する健康保険組合から提出された同年 7 月 10 日受付の同社に係る健康保険被保険者賞与支払届により、平成 27 年 6 月 9 日を賞与支払年月日とし、賞与額 13 万

3,000円とする届出が行われたことが確認できる。

しかしながら、金融機関から提出された請求者に係る預払状況調書において、当該期間における振込が確認できない上、事業主も平成26年及び平成27年の上期賞与に係る支給年月日は平成26年6月9日及び平成27年6月7日であり、その他の日に賞与は支給していない旨陳述していることから判断すると、請求者が請求期間②及び⑤において、同事業所から賞与が支給されていないことが認められることから、請求者の同事業所における請求期間②及び⑤の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

- 3 事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年12月5日、平成26年6月9日、平成27年6月7日、同年12月7日及び平成28年6月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に提出しておらず、厚生年金保険料（平成26年6月及び平成27年6月については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料（平成26年6月及び平成27年6月については、訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、事業主は、平成26年12月8日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に誤って提出し、厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間の標準賞与額に係る厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

- 4 請求期間①、④及び⑦について、請求者から提出された賞与支払明細書及び金融機関から提出された請求者に係る預払状況調書により、請求期間①に標準賞与額15万円に相当する賞与、請求期間④に標準賞与額19万3,000円に相当する賞与、請求期間⑦に19万5,000円に相当する賞与が事業主から請求者へ支払われていたことが確認できる。

したがって、請求者のA社における請求期間①、④及び⑦に係る標準賞与額に係る記録を、平成24年12月5日は15万円、平成26年12月8日は19万3,000円、平成27年12月7日は19万5,000円とすることが必要である。

なお、請求期間①、④及び⑦の訂正後の標準賞与額（上記1の訂正後の標準賞与額（請求期間①は14万4,000円、請求期間④は19万円、請求期間⑦は18万8,000円）を除く。）については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準賞与額として記録することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800257号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(国)第1800043号

## 第1 結論

昭和53年\*月から昭和56年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年\*月から昭和56年3月まで

私は、短大卒業後、時期は覚えていないが市役所出張所で国民年金の加入手続を行った。

加入後は国民年金保険料を納付していなかったが、昭和55年1月に就職したことで収入を得るようになり、また、家族から20歳になったときまで遡って国民年金保険料を納付した方が得であると言われ、銀行又は郵便局で保険料を納付したことを覚えている。

請求期間について調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号(以下「国民年金番号」という。)は、請求者に係る国民年金手帳記号番号払出簿及び請求者の国民年金番号の前後の任意加入者の被保険者資格取得日から、昭和56年7月頃に払い出されていることから、請求者はこの頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できるところ、当該払出時点では、請求期間のうち、昭和53年\*月から昭和54年3月までの期間の国民年金保険料は時効により納付できない。

また、請求者の国民年金番号が払い出された昭和56年7月時点において、請求期間のうち昭和54年4月から昭和56年3月までの期間の国民年金保険料は過年度納付により納付することは可能であり、請求者はその期間の一部である昭和54年7月から昭和56年3月までの期間の過年度保険料に係る国庫金の納付書を所持しているが、当該納付書は、(i)「納付書・領収証書」、(ii)「領収控」、(iii)「領収済通知書」からなる3枚1組の複写式のもので、保険料を納付した場合には3枚とも領収印が押され、(i)は納付者本人の手元に残るが、(ii)は収納機関で保管され、(iii)は収納機関から行政機関に送付されるべきものであるところ、請求者はその3枚とも所持し、いずれにも領収印は押されていない上、請求者は当該納付書のほかに国庫金の納付書を受け取った覚えはない旨陳述している。

さらに、請求者は国民年金の加入手続時期及び国民年金保険料の納付時期に関する記憶が不

明確であり、請求期間の保険料を納付したことをうかがわせる具体的な陳述を得ることができないことを踏まえると、請求者が請求期間の保険料を納付したものは考え難い。

加えて、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索において、上記国民年金番号とは別の国民年金番号を確認することができない。

そのほか、請求者が、請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1800252号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1800109号

## 第1 結論

- 1 請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 2 請求期間②について、請求者のB社C工場(現在は、D社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。
- 3 請求期間③について、請求者のE社F支店(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和6年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和25年位から昭和28年位まで  
② 昭和31年9月2日から昭和33年12月まで  
③ 昭和35年7月31日から同年12月1日まで

A社に勤務した請求期間①、B社C工場に勤務した請求期間②及びE社F支店に勤務した請求期間③に係る厚生年金保険の加入記録がない。調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①について、A社の所在地を管轄する法務局は、同社に係る閉鎖登記簿謄本等は見当たらない旨回答している上、請求者は、事業主及び同僚の氏名も記憶していないことから、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について確認をすることができない。  
また、請求者は請求期間①に係る給与明細書等を保有しておらず、オンライン記録及び適用事業所検索システムにおいて、A社が厚生年金保険の適用事業所となった記録は確認できない。
- 2 請求期間②について、D社の人事総務を統括しているH社は、請求期間②当時の資料を保有しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答してい

る。

また、B社C工場に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間②に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者は、請求期間②に係る給与明細書等を保有しておらず、B社C工場の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

- 3 請求期間③について、G社は、請求期間③当時の資料を保有しておらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない旨回答している。

また、E社F支店に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求期間③に厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会したものの、請求者を記憶している者はおらず、請求者の勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できない。

さらに、請求者はE社F支店において営業職であったとしているところ、回答のあった複数の同僚がセールスマン（営業職）は、歩合給の契約のため正社員ではなく、厚生年金保険に加入していなかった旨陳述している。

加えて、請求者は、請求期間③に係る給与明細書等を保有しておらず、E社F支店の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、請求者の氏名は見当たらず、整理番号に欠番もない。

- 4 このほか、請求者の請求期間①、②及び③における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間①、②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。